

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 6 年 6 月 19 日現在

機関番号：34416

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2023

課題番号：18K01349

研究課題名（和文）応能応益賃料・借上げ公営住宅に関する公営住宅提供契約の効力の解明

研究課題名（英文）The meaning of public housing contract

研究代表者

水野 吉章（Mizuno, Yoshiaki）

関西大学・法学部・教授

研究者番号：80527101

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,300,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、借上げ公営住宅における解約事由に関して、借上げ公営住宅においては建物所有者による（正当な）返還要求に応じるために公営住宅にかかる規制が緩められたことから、その解約はこの場合に限定されるとの結論に至った。自治体都合による解約は、通常の公営住宅にかかる解約事由に限定すれば十分である。

また、上記に付随した問題として、解約に際した転居にかかる扱いに関して、入居者の健康不安等から転居に躊躇した場合であっても、（再）入居資格を失わせる等の制裁をもって対応する事業主体が見られたことから、裁判所がその当否を判定し、転居が相当であれば事業主体に住宅提供を義務付ける必要があるとの結論を得た。

研究成果の学術的意義や社会的意義

公営住宅は、住宅困窮にある人々の支援のために、自治体などの事業主体が、低廉な賃料によって市民に賃貸している住宅であり、日本全国で300万人もの人々が利用している。公営住宅に関するルールは、民法と公営住宅法が複雑に適用されて決まることから、非常にわかりにくい。また、ルールが不明確なためセーフティネットとして機能しないおそれがある。本研究では、特に、この問題を顕著に有する平成8年に導入された、借上げ公営住宅（建物所有者から自治体が住宅を借り上げて、公営住宅として賃貸する仕組みであり、被災者支援等に活用されている）をはじめとした公営住宅に関するルールを、どのようにすればよいのか、について研究した。

研究成果の概要（英文）：Public housing is provided by local public entities at affordable rents for low-income persons. In Japan about 3millions people use public housing. The rule for public housing is very unclear, because civil law and public housing law are complexly applied. Therefore, the public housing may not work as a safety net. So in this research I studied what the rule of public housing, especially the rule of government-rented public housing, should be.

研究分野：民法

キーワード：公営住宅 借上げ公営住宅 賃貸借契約 転賃借契約 正当事由 公営住宅法

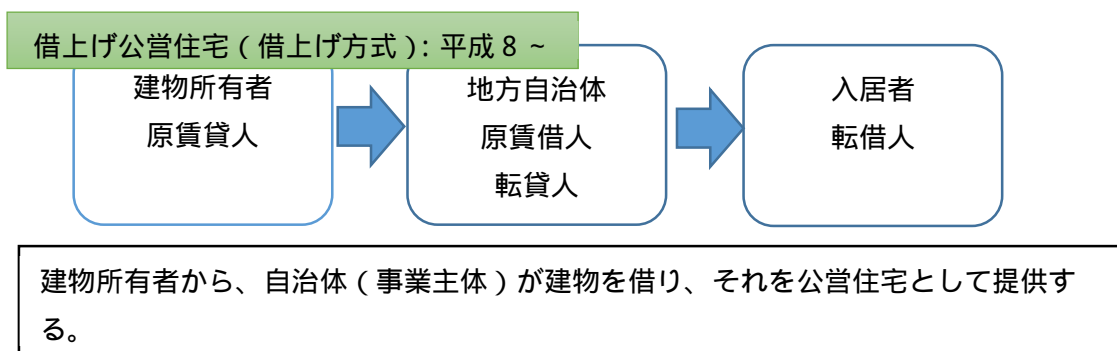
## 様式 C - 19、F - 19 - 1 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

(1) 1996年(平成8年)に公営住宅法が改正され、公営住宅において、応能応益賃料、借上げ公営住宅が導入された。これらの改正規定は、入居者の退去にも関わるものであるところ、その内容が不明確となっていることや、その運用が入居者にとって過酷と思われる状況であったことから、集団訴訟が提起された。

それぞれの制度に関しては、次の通りである。応能応益賃料とは、入居者の賃料負担能力に応じて、賃料を支払うという仕組みである。これが、公営住宅と異なる経緯を有する改良住宅にもこの制度が適用された結果、賃料を負担できない入居者が現れ、その者に対して住宅からの退去が求められたことによって問題となった。

また、借上げ公営住宅とは、建物を、建物所有者から自治体(以下、「事業主体」とする。)が借り受け、それを公営住宅として入居者に転貸して活用する仕組みである。借上げ公営住宅によって、公営住宅をより機動的に設置できることから、この仕組みは、阪神大震災の被災者支援に活用されたが、その後、建物所有者と事業主体との間の契約期間20年(賃貸借契約の期間は「当初」期間として20年を上限としてそこから原則更新されるという方式を採っている)が経過した後、事業主体がこの住居を建物所有者に返還するという方針を示したことによって、原則的には継続が予定されている公営住宅の提供が打ち切られることとなり、入居者(入居時に既に高齢であったため、この時点でかなりの高齢になっている者)に退去が求められ問題となった。



(2) 平成8年の公営住宅法改正は、公営住宅の趣旨を全うするための改正であったものの、改正され導入された関連規定の内容が不明確であり、また、公営住宅には、民法と公営住宅法の双方が重複して適用されることから、これらの仕組みが具体的にどのようなルールによって扱われるのかわからないこと、そのことを背景として具体的な対応が事業主体に委ねられその妥当性が問題となったことによって、問題が生じているものと思われた。

### 2. 研究の目的

(1) そこで本研究においては、これらの新しい制度に関わるルールがいかなるものか、あるいは、いかなるものであればうまく行くのかを研究した。

なお、研究期間において、借上げ公営住宅に係る大規模訴訟が行われており、入居者側の弁護団と関わる機会を得たこと、かつ、申請者自身が入居者と接し、訴訟における意見書を書く機会を得たことから、借上げ公営住宅にかかるルールの研究を優先して行った。応能応益賃料に関しては、最終的に応能応益賃料が適用された場合に、債務不履行となることから、公営住宅における債務不履行に関する扱いの研究素材として、借上げ公営住宅に関する研究にも活用した。

(2) 特に、具体的に問題となるのは、借上げ公営住宅に関する関連規定である。そこにおいても、多くの規定上の不明確があるが、ここでは中心的なものを記載する。公営住宅法(以下、「法」とする。)25条2項は、「借上げに係る公営住宅の入居者を決定したときは、当該入居者に対し、当該公営住宅の借上げの期間の満了時に当該公営住宅を明け渡さなければならない旨を通知しなければならない。」と規定する。また、法32条1項は、「事業主体は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、入居者に対して、公営住宅の明渡しを請求することができる。」とし、その6号には、「公営住宅の借上げの期間が満了するとき。」と規定する。ここからは、大きく3種類の理解が成り立つ。

第一の理解はこうである。法32条1項6号によって、借上げ期間が満了したら、事業主体は明渡しを請求できるとあるので、法25条2項の通知がなくても、明渡しを求められることができる。この扱いは、法22条1項、法24条1項によって、退去する入居者に代替住宅が提供されることから正当化される。前掲の訴訟においても、当事者の事業主体はこの見解を主張した。結論的に、下級審裁判所もそれを追認する(神地判平29・10・10(控訴審:大高判平30・10・12、上告審平31・3・19。ただし、通知の有無のみが判断されている。請求異議:神地判2・12・18);神地判平30・10・17;神地判平31・2・7(控訴審:大高判

令 2・6・19); 神地判尼支平成 31・4・24; 神地判平 31・2・7; 神地判令 2・9・30 等)。

第二の理解はこうである。入居者が決定した際に、法 25 条 2 項に基づき事業主体が入居者にその住宅が借上げ公営住宅であり借上期間(建物所有者と入居者との間の契約期間)が終了した際には公営住宅から退去しなければならない旨を通知し、それに基づいて入居手続き(合意)をすることによって、借上期間満了によって公営住宅提供契約が終了することが正当化され、明渡しが請求される(法 32 条 1 項 6 号)。法 25 条 2 項の通知に基づく合意によって、定期借家契約類似の契約が締結され、それによって、公営住宅提供契約(転貸借部分)が扱われることになる。(鎌野邦樹「被災者向け借上契約における公営住宅法と借地借家法の関係」花房博文=宮崎淳=大野武『土地住宅の法理論と展開』(成文堂、2019)195-221 頁。矢田尚子「令・2・6・19 判批」TKC ローライブラリー・新判例解説 WATCH・NO206(2021・3・19) )

第三の理解はこうである。借上げ公営住宅が通常の公営住宅と異なる点は、建物所有者が住宅を提供していることにある。この場合、通常の公営住宅とは異なり、民間の建物所有者が自ら使用する必要性等(一般の転貸借契約の終了原因である)の正当な事由に基づいて、事業主体との賃貸借契約の終了を望むこともあるので、それによって公営住宅の提供契約が終了する余地があることが法 25 条 2 項や法 32 条 1 項 6 号等の関連規定によって規定されている。これ以外の場面(例えば、事業主体の都合で公営住宅の提供が終了される場面)は、事業主体と入居者との関係に関わることであり、借上げ公営住宅とは本質的には関係なく、通常の公営住宅に関する規律によって扱われる必要がある。借上げであることを理由に、事業主体が、通常であれば終了させることができない住宅提供を、終了させることができるようになることは正当化できない。(吉田邦彦「復興借り上げ公営住宅にかかる強制立ち退き問題 弁護士倫理・研究者倫理も踏まえつつ -」上石圭一他編『現代日本の法過程』(成文堂、2017)501-520 頁は、事業主体の正当事由を重視する。その他、水野の本研究課題に関する業績参照。)なお、第一の見解では、法 22 条 1 項、法 24 条 1 項によって代替住宅が提供されることをもって、事業主体から公営住宅の提供の打ち切りが正当化されているが、通常の公営住宅においてそれがなし得ない以上、このことは理由とならない。

このように、規定からは幾通りの理解が成り立つほどに不明確であり、問題となる場面が、転居に耐えられない高齢者に強制退去を求める場面であることから、紛争が生じている。いずれに理解するべきかについて研究を行った。

(3) 更に、この問題の後始末について研究を行った。裁判所は、前掲の問題に関しては、第一の見解に従い、代替住宅が提供されることを根拠として明渡し請求を認める。しかし、実は、多くの事業主体は、条例によって、明渡し請求を受けた入居者の公営住宅の入居資格を停止しており、代替住宅が提供されないのが通例である。このような扱いが正当化し得るのかについて分析を行った。

### 3. 研究の方法

研究の方法としては、これらの制度がどのような趣旨・目的を持って、設計されたのかについて、議事録、関連通達を調査したが、規定の趣旨・目的がわからなかったことから、平成 8 年の当時の法的状況から、この規定の意味を探ることにした。同時に、そのようにして意義を特定された規定が、機能するか否かについても適宜検討した。

### 4. 研究成果

当時の法的状況に照らして次の分析を得た。

(1) 事業主体(下級審裁判所)の見解は、いわゆる転貸借に関する次の理解に基づいている。すなわち、転貸借は、建物所有者(原賃貸人)と事業主体(賃借人)との賃貸借契約(「原賃貸借契約」と、事業主体(転貸人)と入居者(転借人)との転貸借契約とによって成り立っているところであるが、原賃借人が原賃貸借契約を解約することは自由であり、それによって、占有権原を失った転貸借契約の転借人は建物の占有権原を失い、原賃借人=転貸人は転借人に対して明渡し請求をなし得ることとなる。

しかし、このような事例が問題となったのは、平成 14 年の最高裁判決においてであって、平成 8 年当時に、このようにして、原賃借人である事業主体が公営住宅の提供を打ち切ることが想定されていなかった。

他方で、それまで(借上げ公営住宅が導入された平成 8 年時点)に想定されていた転貸借の解消事例は、借地借家法 28 条に規定があるところの、原賃借人である建物所有者が原賃貸借契約を解約するという場面におけるものであった。そこにおいては、建物所有者は、期間の満了に際して自分で建物を使用する必要性がある等の正当な事由がある場合に限り、原賃貸借契約を解約することができ、その際に、借地借家法 34 条 1 項に基づいて、入居者に対して解約の通知をしなければ、賃貸借契約の終了を転借人に対して主張できないことになる。



借地借家法28条(要約)

- ・建物所有者による期間の満了に際して更新をしない旨の通知又は解約の申入れは、賃貸人・賃借人・転借人の建物の使用を必要とする事情等を考慮して正当な事由があると認められる場合でなければ、することができない。

借地借家法34条(要約)

- ・建物の転貸借がされている場合において、建物の賃貸借が期間の満了又は解約の申入れ(原賃貸借契約が終了すること：28条の正当事由解約の場合)によって終了するときは、建物の賃貸人は、建物の転借人に対してその旨を通知しなければ、その終了を建物の転借人に対抗することができない。

時間軸に沿って考えれば、この平成8年に想定されていた転貸借の解消事例(建物所有者が正当な事由に基づいて賃借人=転貸人との契約を解消するという事例)に基づいて、借上げ公営住宅の規定が構築されていたと考えられる。このことは、公営住宅法の規定にも現れている。法32条6項は、「事業主体は、公営住宅の借上げに係る契約が終了する場合には、当該公営住宅の賃貸人に代わつて、入居者に借地借家法第三十四条第一項の通知をすることができる。」とある。この法32条6項において、この事業主体が代わってなし得る借地借家法34条1項の通知こそ、建物所有者が正当事由によって原賃貸借契約を解約した場合に、転借人に対してする通知のことを指す。(原田純孝「借地借家法§34」幾代=広中俊雄編『新版注釈民法(15)債権6〔増補版〕』(有斐閣、1996)955-956頁。)

したがって、平成8年当時の借上げ公営住宅の設計は次のように結論できる。借上げ公営住宅においては、民間の建物所有者から建物の供給を受けることから建物所有者に配慮する必要があり、建物の供給から一定期間経過後に、建物所有者が建物を使用する必要がある等の正当な事由がある場合に、平成8年当時の民法・借地借家法の転貸借に関する規律に従って、(これが公営住宅の提供に係るものであるにも拘わらず)原賃貸借契約を解約し、借上げ関係から離脱することができるとされた。その際通常であれば、建物所有者が、借地借家法34条1項にしたがって入居者に対して通知をして、建物の返還を求める必要があるが、それを建物所有者が行うには負担が大きいことから、事業主体が建物所有者に代わって、借地借家法34条1項の通知をなすこととして(法32条6項)入居者に対する明渡請求・建物返還事務をなすこととした(法32条1項6号)。ここにおいては、建物所有者の正当事由の判断において十分に入居者の生活基盤の維持についても考慮されるため、事業主体は、通常の公営住宅の提供契約を終了させるのに必要な事由である、正当事由あるいは公営住宅法上の終了事由を要せずに、入居者との契約を終了させることができる。建物所有者が正当事由に基づいて原賃貸借契約の解約を望む場合以外の事情で、事業主体が公営住宅の提供の終了を望む場合には、この関係は借上げ公営住宅に特殊な関係ではなく通常の公営住宅における関係と変わることがないから、正当事由あるいは公営住宅法上の終了事由によって、規律されることが求められる。

第一の見解は、結局のところ、転貸借関係における原賃貸人が建物所有者との契約を解約するという構成を採ることによって、通常であれば、事業主体が入居者への公営住宅の提供を終了させることができないような場面において、その終了を認めることになり、公営住宅法の潜脱が可能となってしまう。

第二の見解は、(もともと定期借家が公営住宅においては適用を否定されていた経緯があるものの)公営住宅における定期借家が一定条件の下認められている現在においては、その条件を満たすことによって、妥当性を有する。公営住宅において定期借家(賃貸人と賃借人の間に期間に関する完全な合意があれば、期間満了後に正当事由によらずとも賃貸借契約を解約することが認められる)を行うことの最大の問題点は、期間満了に際して住宅困窮の状況にある公営住宅の入居者に対して、住宅の提供を打ち切ってしまうおそれがあることにあったので、現在においては、住宅困窮者への住宅支援を打ち切るといふようなことがな



いことを条件として、定期借家を行うことが認められている。すなわち、公営住宅における定期借家（期限付き入居）は、期間に関する真性の合意があることは勿論、施策対象が子育て支援や事業再生等（入居者が一定期間後に住宅困窮でなくなることが見込まれる）に限定され、加えて、退去時に住宅困窮があれば期間の延長が認められる等の対策を講じた上で容認されている。したがって、これらの条件を満たしていれば、法25条による通知によって定期借家類似の仕組みとして扱うことも可能である。（真性の合意がない場合には、第三の理解に沿って扱うことも可能であろう。）

第二、第三の見解は、住居は社会生活の基盤となるものであることは、民営であろうと公営であろうと変わらないことから、借上げ方式においても、どのようにすれば公営住宅を（その性質にも配慮して）生活基盤として機能を全うさせることができるのか、という観点で議論を行うものである。

(2) 次に、第一の見解は、現に下級審裁判所が採用しているものであるが、そこにおいては、要するに、代替住宅が提供されることを根拠として、借上期間満了後の無条件の明渡しを容認されている。しかし、当該の事案においては、実際に明渡請求を受けた入居者（自治体の求めに応じて任意に明渡しをしなかった者）に対して、条例で、一定期間の入居資格が停止されることによって代替住宅は提供されないというような扱いがなされている。すなわち、明渡訴訟となり、代替住宅が提供されることを根拠として明渡請求が容認された者に関して、結局、代替住宅は提供されないまま明渡し判決が執行され入居者はホームレスになってしまうというのが現状である。これをどのように評価するのかについて、次の分析・結論を得た。（なお、申請者は、民事訴訟法を専門としないことから、あくまでも実体法、すなわち、民法・公営住宅法の観点から分析を行った。）

公営住宅の賃貸借契約の解約事由としては、民法・借地借家法28条による正当事由と、公営住宅に規定される事由とがある。これらの種類の事由を整理すると、公営住宅においては、入居者が公営住宅を必要としなくなった場合（例えば、高額所得を得ようになったことや、住居を取得したこと）を除いては、賃貸人である事業主体は、公営住宅からの終局的な退去を求めことはできず、代替住宅が提供される。このことは、それ以外の事情、例えば、公営住宅の建て替えが必要となったとしても、入居者の要支援性が失われるわけではないことによって説明される。言いかえると、事業主体は、入居者の住宅困窮が解消したという以外の事由に基づいて明渡しを求める場合には、入居者に対して別の公営住宅への転居しか求めることができない。期間の満了を理由として賃貸借契約が終了する場合においても、それによって入居者の要支援性が解消されるわけではないから、事業主体は入居者に転居しか求めることができないことになる。

先述のように、期間の満了によって明渡請求を受けた者がそのことをもって入居資格を停止されることは、実質的には、転居しか請求できない権利に基づいて終局的退去を求めていることに等しいから、実体法上の根拠を欠くことになる。加えて、この扱いは、実際にも大きな不具合をもたらす。明渡請求を受けた者が、一定期間入居資格を停止されるということは、入居者は公営住宅への入居を続けたければ、事業主体の裁判外の明渡し（及び、転居先：それがどのような転居先であっても）への求めに必ず応じなければならなくなり、自信の健康不安から転居の妥当性について裁判所に審理を求めることが事実上不可能となる。そうなると、この場面に限っては、入居者の事情が一切考慮されなくなってしまうという意味で、事業主体の行動を規律付けする法規制が外れてしまうこととなる。

(3) また、転居先についても問題となる。先のような、転居先を事業主体が自由裁量によって決定することができるような規律では、公営住宅法による事業主体の行動規律が無に帰してしまうため、転居先が入居者にとって著しく過酷なものになってしまう危険性がある。転居先についての公営住宅法の立場はこうである。公営住宅法は、事業主体都合の建替え事業については、生活基盤を維持することを目的として、入居者が、現地、または近接地に転居できるようにすることによって、借地借家法の正当事由の適用を適用除外としている（平成26・27年地方分権改革に関する提案募集提案事項（重要事項通番58）・（重要事項通番13）に対する国土交通省の回答にこの考え方が現れている。詳しくは、水野の本研究課題に関する業績参照）。正当事由の適用を除外されるということは、このように、生活基盤が維持できることと対になっているが、先述のように、借上公営住宅の退去の場面においては、このような生活基盤を維持するための規制が外れてしまっている所に問題がある。したがって、この場面においては、明渡請求において、提案された転居先が入居者の事情に照らして適切か否かが訴訟の中で判断され、その転居先が適切であるなら、その転居先への転居を確実にして明渡請求が認容されるというような工夫（あるいは、明渡請求が認容された後、事業主体によって適切な転居先が提案されたならその転居先が妥当であることを条件として執行を認めるような手続き）が必要となる。

(4) 借上公営住宅の明渡しの場面の規制については、上記の様に相当な不備があり、結果、現状では、借上げ公営住宅は、生活基盤を提供できるようなものとはなっていない。今後、東日本大震災における借上げ公営住宅、あるいは、近時の能登半島地震において提供されることが予想される借上げ公営住宅においても、同様の問題が生じることが予想され、借上げ公営住宅を公営住宅として機能させるためには、本研究によって示された点について、裁判所や、国土交通省の側で対応されることを期待したい。また、本研究の分析方法は、十分に解明が進んでいない仮設住宅（公営住宅の目的外使用許可に係る住宅）などの分析に応用し得る。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計8件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 水野吉章	4. 巻 2020
2. 論文標題 復興借上げ住宅における立ち退き問題とは何か？	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 関西大学経済政治研究所セミナー年報	6. 最初と最後の頁 27-44
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 水野吉章	4. 巻 28
2. 論文標題 現在の居住人権：人権保護システムと居住福祉	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 居住福祉研究	6. 最初と最後の頁 17-35
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 水野吉章	4. 巻 2433(734)
2. 論文標題 1借上げ公営住宅において、公営住宅法25条2項の通知を欠いても法32条1項6号の明渡し請求をなし得るとされた事例2借上げ公営住宅において、事業主体による原質貸借契約の更新拒絶がなされている場合においても公営住宅法32条1項6号の明渡し請求をなし得るとされた事例3借上げ公営住宅において、公営住宅法25条2項の通知を欠く事は禁反言の法理に反するものとはいえず、権利濫用にもあたらないとされた事例	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 判例時報(判例評論)	6. 最初と最後の頁 176-184(14-22)
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 水野吉章	4. 巻 171
2. 論文標題 借上げ公営住宅に関する訴訟における議論の本質---大阪高裁平成30年10月12日判決・神戸地裁平成30年10月17日判決・神戸地裁平成31年2月7日判決・神戸地裁尼崎支部平成31年4月24日判決---	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 関西大学経済政治研究所・研究双書	6. 最初と最後の頁 1-68
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 水野吉章	4. 巻 43号
2. 論文標題 借上げ公営住宅に関する公営住宅法25条2項の通知不要説について - 通知が無くても同法32条1項6号に基づく明渡しが認められた事例(神戸地裁平成30年10月17日判決)を契機として -	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 ノモス第43号(2018年12月)	6. 最初と最後の頁 39-81
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 水野吉章	4. 巻 68巻6号
2. 論文標題 借上げ公営住宅の承継時における法25条2項の通知の要否及びその効力について: 借上げ公営住宅及び公営住宅における定期借家(期限付き入居)の法的構造・法及び条例の沿革の観点から	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 関西大学法学論集	6. 最初と最後の頁 1418-1462
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 水野吉章	4. 巻 68巻6号
2. 論文標題 判例研究: 公営住宅法25条2項の通知は、入居決定通知書ではなく入居許可書における所定事項の記載で足りるとされた事例[大阪高裁平成30.10.12判決]	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 関西大学法学論集	6. 最初と最後の頁 1522-1562
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 水野吉章	4. 巻 67巻6号
2. 論文標題 借上げ公営住宅(復興借上げ住宅)に関する公営住宅法25条2項の事前通知について: 神戸地裁平成29年10月10日判決の法学・政策学・法社会学的分析	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 関西大学法学論集	6. 最初と最後の頁 1282-1340
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 2件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 水野吉章
2. 発表標題 借上げ公営住宅・公営住宅法からの考察
3. 学会等名 居住福祉学会（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 水野吉章
2. 発表標題 現在の居住人権：人権保護システムと居住福祉・シンポジウム
3. 学会等名 居住福祉学会（招待講演）
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 辛島理人、北原聡、黒川伊織、石田成則、水野吉章、福島豪、岡田忠克	4. 発行年 2022年
2. 出版社 関西大学経済・政治研究所	5. 総ページ数 217
3. 書名 『グローバル時代における関西の位置と社会経済問題の解決を考える』 「借上げ公営住宅に係る明渡請求権の意義：公営住宅における転居請求権」	

1. 著者名 大島梨沙、秋山靖浩、其木提、水野吉章、小柳春一郎、牧左智代、道垣内弘人、水野謙、大塚直、永下泰之、吉村良一、前田太朗、今野正規、山口齊昭、渡邊知行、山本周平、Andrew M. Pardieck、森田宏樹、Mathilde HAUTEREAU-BOUONNET、Mustapha MEKKI、吉田邦彦、棚村政行、植本幸子、藤原正則、黄詩淳、木谷英夫、小島妙子、麻生典	4. 発行年 2018年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 774
3. 書名 『社会の変容と民法の課題 瀬川信久先生・吉田克己先生古希記念論文集下巻』 「地方分権・規制緩和時代における民法理論の役割——従前借上げ公営住宅提供契約に対する改正公営住宅法の遡及適用の問題を通じて」71-99頁	

〔産業財産権〕



〔その他〕

公営住宅法 入居者の強制立ち退きはなぜ起きた  
<https://www.sekaiwokaeyo.com/theme/k0771/>

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------